

年頭のご挨拶

氷見市長

堂故茂



新年のご挨拶

富山県高岡農地林務事務所長

所長立花洋一



新年おめでとうございます。

皆様には、すがすがしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は春先の小雨傾向から転して梅雨時には記録的な大雨に見舞われました。

特に七月十一日から十二日にかけての凄まじい集中豪雨により林道坂津中谷内線が崩壊し、埋設されていた国営付帯県営かんがい用水の中央支線が延長五十七メートルにわたり寸断され、早期に応急仮工事を実施いたしました。

今後は、林道災害復旧工事に併せ、本復旧工事を行う予定にいたしております。

さて、地方にとって大切な財源であり、これまで地方の均衡ある発展を支えてきた地方交付税は、今後、削減に向けた見直しが予想されるなど、自治体運営はより厳しい局面を迎えております。

数年前までは三十五市町村で構成されていた富山県も市町村合併により今年三月末にはその数が十五となり、各都市がそれぞれの個性を發揮し、競う「まちづくりの競争時代」の本格的な到来を実感しております。

本市飛躍の鍵は自然の恵である「食」であります。

現在、農業基盤整備をはじめ、田園・漁村博物館整備事業などによる交流人口の拡大、地消地産の推進に努めており、昨年は新たに農家の皆様、JA氷見市と市民病院が連携して低タンパク米の普及に取り組んだところであります。

また、地元の豊かな食材などに着目した本市提案の「地域資源保全・活用型産業の振興による雇用促進プラン」が、国の「地域再生計画」に認定されたことは

大変心強く、今後とも自信をもって事業を開拓していくことを考えております。そして昨年末、国から割り当てられる今年の県産米数量が発表されました。前年を上回ったのは全国で富山を含めて三県だけであり、二年連続の増は本県のみであります。

市場重視へと農業政策が大きく舵を切り、産地間競争が激しくなるなか、美味しいお米を生産し、消費者に届けておられる農業関係者のご努力の賜であり、心から敬意を表します。

新しい年を迎え、平成十八年度末の能越自動車道氷見インターの開通も間近に迫るなか、これからも、地域産業の育成や就業支援、安全で安心なまちづくりなどの推進により定住促進を図るとともに、里山と海に抱かれた恵まれた自然環境の中で育まってきた歴史や文化、新たな伝統そして人々の思いを大切にしながら、元気で夢のある美しい故郷水見を皆様とともに築いてまいりたいと考えておりますので、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして実り多き年でありますことを祈念し、新年のご挨拶といたします。



新年明けましておめでとうございます。

皆様には、平成十八年のすがすがしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

日頃から、農業の振興と農村の活性化、そして農業農村整備事業の推進に、ご尽力とご支援を賜っておりますこと心からお礼申し上げます。

昨年は、当地域において近年にない集中豪雨による災害が起き、農地や農業用施設に多くの被害が生じました。これらの被害については、市の努力により

国の大災害復旧事業等にて復旧されることとなり、昨年末までに災害査定等が終わり復旧の準備に入っています。又、基幹水利施設補修事業「十二町潟2期地区」の排水機場排水ポンプ補修点検整備の実施や、中山間地域総合整備事業「とやま西部丘陵地区」の蒲田、日名田地区の換地権利者会議も終わり、登記と一部整備を残すのみとなり順調に進捗しております。これもひとえに皆様方のご熱意の賜物であり、事業完了に向けさらに努力して参りますので、皆様方の一層のご支援ご協力をお願ひいたします。

さて、農業や地域社会を取り巻く環境は、新たな米政策の展開や財政改革などとめまぐるしく変化して来ております。昨年三月には食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、今後重点的に取り組むべき課題や施策が明らかにされました。そし

て、十月末には二〇〇七年度から導入される品目横断的経営安定対策などを盛り込んだ「経営所得安定対策等大綱」が決められました。これは、担い手を主体にした農政転換で、これまでの全農家を対象にしてきた品目ごとの価格政策から、担い手の経営に着目した所得政策に転換したもので。同時に、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るために、地域ぐるみでの効果の高い共同活動（農地・農業用水等の資源保全活動と質を高める活動）や、農業者ぐるみでの先進的な営農活動（環境保全に向けた化学肥料や化学合成農薬の使用を低減する活動）に対して支援する対策の内容が示されました。

土地改良区は土地改良事業の実施と施設の維持管理を通じ、地域農業の振興のみならず農業・農村の持つ多面的な機能の発揮に多大なる貢献をしていました。おりますが、この農地・水・環境保全向上対策の中核的立場を担つて、だくとともに、これからも地域づくりの主要な担い手として、土地改良区のさらなる活躍と皆様方のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、水土里ネット氷見のますますのご発展と組合員各位のご健勝ご多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

第33回 通常総代会が開催されました

平成十七年度 一般会計収支予算 二億三千六百七十七万円

特別会計収支予算 一億六千七百二十四万三千円

新理事長に布子 誠剛氏が就任

(平成十七年三月三十日付け)

第一回総代研修会を開催

第三十三回通常総代会が平成十

七年三月十七日午後一時三十分よ
り水見市農業会館四階ホールで開
催されました。来賓として木下水
見市収入役様をはじめ県及び市の
幹部のご臨席を賜りました。

廣沢理事長の開会挨拶に引き続
き県及び市からお祝辞を賜りまし
た。

議事に先立ち議長の選出が行な
われ、女良地区の井山哲郎氏が就
任され、議事に入りました。

役員選挙を含む提出議案すべて
が原案のとおり可決承認されました。
総代会終了後、富山県土地改
良事業団体連合会の林 専務理事
様を講師にお迎えし、「農業・農
村の多面的機能について」と題し
て総代研修会を開催させていただ
きました。

なお、可決承認された議案は次
のとおりです。

議案第一号 平成十六年度 第二回収支補正
予算について



会議に先立ち挨拶される廣沢理事長

換地清算徴収金等九百三十
万五千四千円を増額して収支を
それぞれ二億七千八百五十五
万四千円とするもの

平成十七年度事業計画及び同收
支予算について

事業は、胡桃地区の適正化
事業など四件を実施予定

一般会計では、収支総額を
各々二億三千六百七十七万円
とするもの

収入の主なものとして特別
賦課金で八千五十五万二千円、

補助金・助成金等で五千七
万九千円、経常賦課金六千五
百五十一万八千円、区債・そ
の他で二千九百九十九万五千円
とするものです。

主な支出では、事業償還金
等が五千四十六万五千円、事
業費で千三百万円、国・県営
事業維持管理費で五千二百四
十七万四千円、事務所費三千
五百五万千円、分担金負担金、
その他で七千五百七十八万円
となっています。

議案第四号 平成十七年度農林漁業資金の借
入について

議案第五号 平成十七年度一時借入金について

議案第六号 平成十七年度組合費の賦課及び
徴収方法等について

議案第七号 平成十七年度現金の預入先につ
いて

議案第三号

平成十七年度特別会計収支予算
について

・国県営かん排事業積立金
・収支総額 一億六千七百二
十四万三千円

・転用決済積立金
・収支総額 二億二千四百八
十六万円

・役員退任慰労積立金
・収支総額 二百九十二万円

・職員退職給与積立金
・収支総額 一億千三百七十
九万四千円

・基本財産積立金
・収支総額 七千七百四十一
万円

・維持管理積立金
・収支総額 二億百五十八万
三千円

・維持管理修繕積立金
・収支総額 四千二百十三万
四千円



「農業・農村の多面的機能」について講義される林専務理事
講師は、富山県の多面的機能について年間863億円、県民一人
人当たり年間約8万円に相当する恩恵を受けている等との話
がありました。

議案第九号 平成十七年度役員報酬について
・財産処分及び土地交換について

議案第十号 平成十七年度現金の預入先につ
いて

議案第十一号 役員選挙について

平成十七年度第一回臨時総代会を開催

です。

平成十七年十一月二十五日、JA氷見市の四階ホールをお借りして、氷見市土地改良区の平成十七年度第一回臨時総代会を開催しました。

提出されました七議案すべてが原案のとおり可決承認されました。当日は公務ご多忙にもかかわらず市の方から中田助役様をはじめ部長・課長様、県の方から立花高岡農地林務事務所長様、耕地課長様がご臨席くださいました。

開会にあたり布子理事長の挨拶に引き続き、助役様と所長様からご祝辞を賜りました。

また、会議の議長に上庄地区の新井豊様を、また、議事録記名人に窪地区の前正生様、十二町地区の中山俊明様を選出して議事に入りました。

可決承認された議案は、次のとおりです。

議案第一号 平成十六年度事業報告及び収支決算の承認について

事業報告では、県単事業三件、適正化事業四件等の報告、また、決算では収入総額二億二千三百七十九万七千七十九円、支出総額二億六千二百十八万一千百二十七円が承認されました。尚、収支の内訳は次ページ図表のとおりです。

議案第二号

平成十六年度特別会計収支決算及び同財産目録について

特別会計収支決算では国・県営かんがい排水事業積立金など十件の会計が承認されました。

転用決済積立金二億一千五百九十万七千元が次年度に繰越すことになりました。尚、特別会計別の繰越し金は次ページの表のとおり

財産は、十二町潟沿岸管理区も含めて資産合計で七億四千七百三十七万千四百五十七円、負債は十三億九千四百三十九万五百七十一円となりました。

議案第三号

平成十七年度事業計画の変更及び同収支予算について

事業計画では漏水修理等の県単事業で四カ所増となつて五カ所で実施します。また、予算では収支何れも千七百三十九万円を補正して収支総額を二億一千六百七十七万円とします。

議案第四号

平成十七年度特別会計収支補正予算について

国・県営かんがい排水事業積立金など三件の特別会計で六百七十四万一千円を補正して収支とも四億四千九十七万八千円とします。

議案第五号

平成十七年度組合費の賦課基準の一部変更について

議案第六号 定款の一部変更について

議案第七号 財産の処分について



あいさつを賜りました中田助役様

平成十七年度通常総会(報告)

氷見市土地改良協会

布子誠剛氏(氷見市土地改良区理事長)が会長に就任



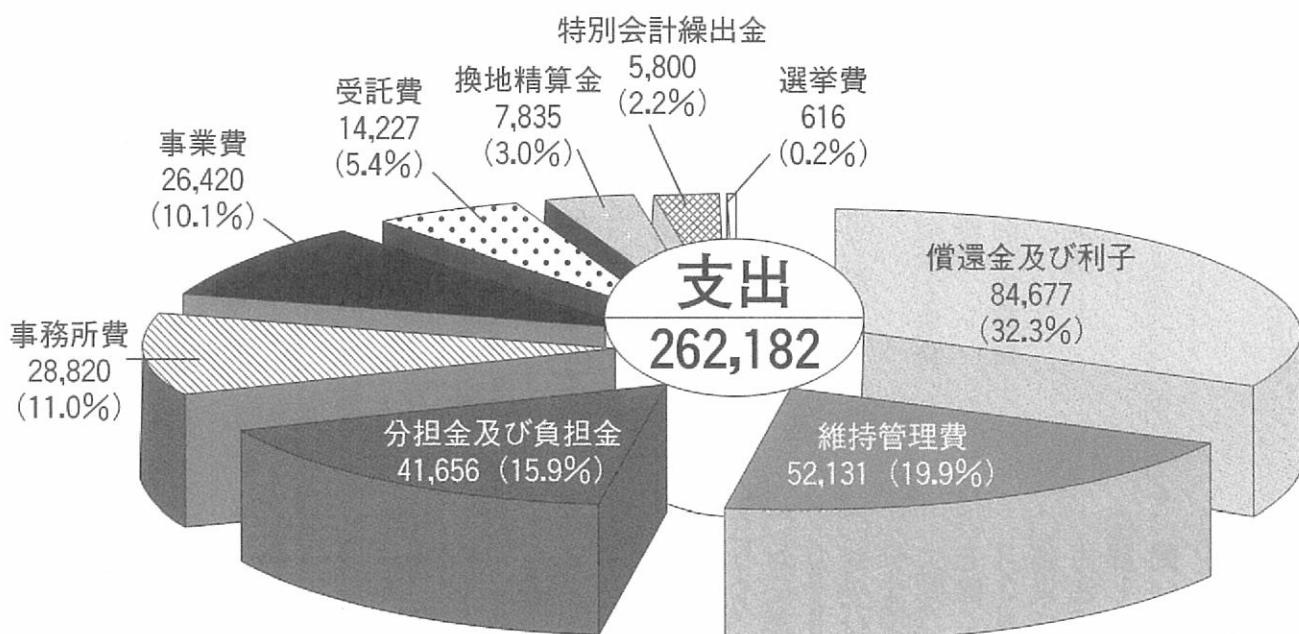
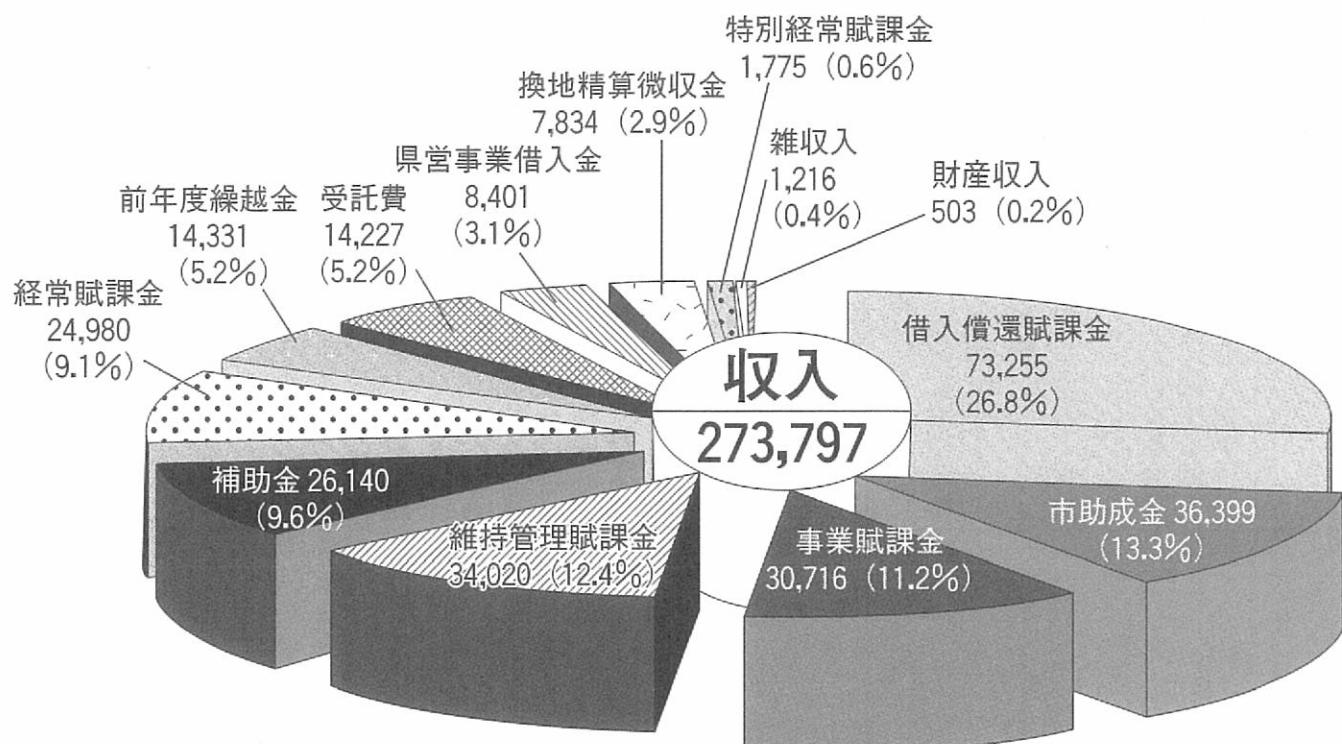
魚津市石垣新地区の県営農村振興総合整備事業の現場を視察研修

市内四土地改良区と氷見市及び十三工区で組織する氷見市土地改良協会の通常総会が昨年五月二十六日に開催されました。廣沢会長の開会挨拶に続き舟塚氷見市産業部長から挨拶を頂きました。会則により会長が議長となり、議事が進められました。提出されました平成十六年度事業報告、同収支決算など三議案と任期満了に伴う役員の改選が行なわれ、いずれも原案の通り可決承認されました。そして、新しい会長に布子誠剛氏を選出して閉会しました。可決されました平成十六年度収支決算は、収入総額二百二十六万三千円、支出総額一百二十五万七千円となりました。差引き残額百萬六千円は、次年度に繰越となります。尚、総会終了後、現場研修としまして魚津市石垣新地区の県営農村振興総合整備事業の現場を視察しました。

【別紙】

平成16年度一般会計決算額の内訳

(単位：千円)



- 特別会計 -

| | | | |
|-----------|------------|---------------------|------------|
| 転用決済積立金 | 225,907 千円 | 国・県営かんぱい事業維持管理積立金 | 186,227 千円 |
| 役員退任慰労積立金 | 2,820 千円 | 国・県営かんぱい事業維持管理修繕積立金 | 37,310 千円 |
| 職員退職給与積立金 | 110,193 千円 | | |
| 基本財産積立金 | 77,409 千円 | 十二町潟管理区(3件) | 54,258 千円 |

「個人情報保護法」の施行 についてお知らせします

○個人情報保護の必要性

近年、IT化の進展に伴い、官民を通じて大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくことが予想されますが、個人情報は、その性質上いつも誤った取扱いをされると個人を取り返しづかない被害を及ぼす恐れがあります。

実際、企業からの顧客情報の流出や個人情報の売買事件が多発しており、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

個人情報保護法に基づく 公表事項等に関するお知らせ

水見市土地改良区は、個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に基づいて、次のとおりこの土地改良区における個人情報の取扱いに関する事項を公表します。

1、個人情報取扱事業者の名称

水見市土地改良区(愛称「水土里ネット水見」)

2、利用の目的

水見市土地改良区が、保有している組合員及び役職員及び役員であつた者に関する個人情報を次の業務の目的のために利用します。

ア、経常賦金及び特別賦課金の決定、改定

及び徴収に関する業務

イ、各種賦課金の滞納者に対する督促に関する業務

3、開示等の手続き

水見市土地改良区は、保有する個人情報について、ご本人から開示、訂正、利用停止等の請求

に関する法律」が成立し、公布されました。この法律における民間の事業者(個人情報取扱事業者)の義務は、平成17年4月1日から施行されました。

○水見市土地改良区は個人情報取扱事業者です。

この法律を守る義務があるのは、「個人情報取扱事業者」である民間のNPO法人も含されます。いわゆる土地改良区が該当します。

しかし、過去6ヶ月間継続して5000人以下の個人データしか持っていないければ、個人情報取扱事業者から除外されます。

現在、水見市土地改良区は6400人以上の個人情報を管理しています。よって個人情報取扱事業者となります。

○個人情報のどこまでが対象か?

「個人情報」とは、「特定の個人を識別できる情報」であるとされています。例えば名前

○当面の対策について

「個人情報保護法」の施行に伴い、昨年5月24日開催の理事会で「水見市土地改良区個人情報保護に関する規程」が承認され、規程に基づいて個人情報の運用に努めています。しかし、法律が施行されてから日も浅く、まだマニアカル化されたものもありません。このため、現在試行錯誤しながら運用に当たっております。皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

がなされた場合、個人情報保護規程の定めると
ころにより、次のとおり対応します。

○対応窓口は、総務課 電話は

0766-91-0083とします。

○対応時間は、平日8時30分から17時15分までとします。
(毎休12時から13時及び土・日曜日、祝祭日を除く。また、年末、年始、12月29日から1月3日を除く。)

○請求手続は、水見市土地改良区が定める方法によるものとします。

○詳しくは、左記窓口までご照会ください。
方法によるものとします。

○この件に関するお問い合わせ先

水見市土地改良区 総務課 個人情報担当

〒935-0024
富山県水見市窪938

| 選挙区 | 地区名 | 氏名 | 住所 | 選挙区 | 地区名 | 氏名 | 住所 |
|-----|-------|--------|-------------|-----|------|--------|-------------|
| 第1 | 宮田5名 | 村田 博 | 氷見市島尾1965 | 第9 | 速川 | 丸山 幸則 | 氷見市田江103 |
| | | 金田 之宏 | 氷見市宮田753 | | | 増田 秀昭 | 氷見市久目3090 |
| | | 森 壽男 | 氷見市下田子61-3 | | | 千場 秀夫 | 氷見市触坂434 |
| | | 山本 信夫 | 氷見市上田子1274 | | | 上耕 陽 | 氷見市桑院941 |
| | | 川田 安広 | 氷見市上泉948 | | | 高尾 長三郎 | 氷見市赤毛1892 |
| 第2 | 窪5名 | 東海 豊一 | 氷見市窪963 | 第10 | 久目7名 | 巻 巍 | 氷見市坪池881 |
| | | 東海 弘 | 氷見市窪1482 | | | 谷口 正之 | 氷見市棚懸147 |
| | | 前正生 | 氷見市窪17-10 | | | 宮内 隆 | 氷見市岩瀬1699 |
| | | 茨木 権二 | 氷見市柳田2859 | | | 川上 顯龍 | 氷見市加納522 |
| | | 田中 敬一郎 | 氷見市柳田2822 | | | 玄 真勉 | 氷見市加納1376 |
| 第3 | 神代4名 | 廣英信 | 氷見市大浦582 | 第11 | 加納5名 | 大森 照義 | 氷見市鞍川611 |
| | | 關榮太郎 | 氷見市堀田8 | | | 布野 勝己 | 氷見市大野新312 |
| | | 堀友次 | 氷見市神代2617 | | | 坂下 敏弘 | 氷見市朝日丘10-37 |
| | | 堀貞雄 | 氷見市蒲田550 | | | 屋敷 弘 | 氷見市稻積3596 |
| 第4 | 仏生寺5名 | 宮崎 清治 | 氷見市惣領2100 | 第12 | 稻積2名 | 西塙 和弘 | 氷見市稻積383-2 |
| | | 上野 富男 | 氷見市鞍骨494 | | | 小林 昭一 | 氷見市余川4110 |
| | | 長谷 基男 | 氷見市仏生寺186 | 第13 | 余川3名 | 土田 覚雄 | 氷見市余川6290 |
| | | 山上 一正 | 氷見市仏生寺4115 | | | 岩崎 葵 | 氷見市余川1334-3 |
| | | 山本 富美夫 | 氷見市仏生寺2193 | | | 森本 成剛 | 氷見市味川2258 |
| 第5 | 布勢3名 | 田邊 幸秋 | 氷見市飯久保1587 | 第14 | 碁石5名 | 高口 延男 | 氷見市一剎1183 |
| | | 中村 義隆 | 氷見市布施85 | | | 井藤 敬一 | 氷見市懸札1346 |
| | | 堂端 誠作 | 氷見市矢田部1147 | | | 高戸 幸一 | 氷見市寺尾91-1 |
| 第6 | 十二町6名 | 石丸 清志 | 氷見市上久津呂150 | | | 田中 隆則 | 氷見市上余川380 |
| | | 宮脇 祐作 | 氷見市下久津呂152 | 第15 | 八代4名 | 林口 桂一郎 | 氷見市吉滝45-4 |
| | | 中山 俊明 | 氷見市万尾523 | | | 國雲 龍作 | 氷見市針木84 |
| | | 坂本 正治 | 氷見市十二町411 | | | 井田 幸洋 | 氷見市角間2919 |
| | | 崎山 修 | 氷見市十二町2383 | | | 向 敦一 | 氷見市小滝573 |
| | | 橋本 純 | 氷見市川尻605 | 第16 | 阿尾5名 | 仲谷 清一 | 氷見市阿尾547 |
| 第7 | 上庄7名 | 新井 豊 | 氷見市泉2163 | | | 嶋田 義一郎 | 氷見市阿尾1 |
| | | 谷畠 精三 | 氷見市泉2536 | | | 岩池 英男 | 氷見市北八代92 |
| | | 越田 辰雄 | 氷見市大野3681 | | | 谷内 藤昭 | 氷見市指崎1319 |
| | | 東清夫 | 氷見市七分-643-1 | | | 千財 錠一 | 氷見市森寺64 |
| | | 椎木 邦二 | 氷見市柿谷2434 | 第17 | 藪田2名 | 平野 一之 | 氷見市小杉242 |
| | | 早垣 宗信 | 氷見市柿谷3403 | | | 浅野 秀孝 | 氷見市泊18 |
| 第8 | 熊無6名 | 稻泉 政雄 | 氷見市上田1672 | 第18 | 宇波5名 | 高塙 久 | 氷見市宇波4773 |
| | | 森芳實 | 氷見市中村276 | | | 澤田 孝司 | 氷見市宇波3201 |
| | | 大谷内孝治 | 氷見市谷屋3074 | | | 東軒 満州雄 | 氷見市脇方309 |
| | | 山崎俊政 | 氷見市谷屋558-1 | | | 森田 克善 | 氷見市白川1103 |
| | | 坂口均 | 氷見市新保1317 | | | 山本 浩 | 氷見市戸津宮466 |
| | | 大森正夫 | 氷見市論田4593 | 第19 | 女良6名 | 清水 進 | 氷見市姿842 |
| 第9 | 速川5名 | 中山義雄 | 氷見市熊無853 | | | 田上 正之 | 氷見市中田2779 |
| | | 大橋弘信 | 氷見市日名田2426 | | | 小西 英夫 | 氷見市脇30 |
| | | 岡田 正 | 氷見市日詰155 | | | 谷口 久一 | 氷見市長坂1523 |
| | | 谷口明夫 | 氷見市早借1331 | | | 井山 哲郎 | 氷見市吉岡884 |
| | | 岡谷内巖 | 氷見市小窪513 | | | 西井 慎吾 | 氷見市中波436 |

新しい「総代及び役員」が選出されました

任期満了に伴う総代選挙が昨年三月一日に行われ、次の方々が当選されました。

任期は平成十七年三月九日から平成二十二年三月八日までの四年間となつてお

当選されました総代各位には、土地改良区の運営にご指導、ご支援頂きます。ようよろしくお願ひいたします。

事務局からのお知らせです

農業所得の申告の方法が変わりました

これまで、年間の賦課金額を農業所得控除資料として氷見市土地改良区から氷見市役所税務課に提出しておりましたが、平成十七年度の確定申告（二月十六日から三月十五日まで）から、組合員の皆様方が自ら申告しなければならなくなりました。

当土地改良区の賦課金は、経費（租税公課）として計上できます。賦課金等の領収書は、確定申告の際、必要ですから大切に保管しておいてください。なお、口座振替の皆様方は今月中（一月中）にもお届けいたします。

組合員資格の得喪通知の届出について

組合員資格の得喪の届出は、土地改良法により通知が義務付けられています。

次のような項目に該当される方は、氷見市土地改良区に届けられますようお願いいたします。

- * 住所や組合員名を変更する場合
- * 農業者年金を受けるため、経営移譲した場合
- * 農地の売買、贈与、交換などで名義変更があつた場合
- * 組合員の死亡により、農地を相続した場合

表彰されました

長年にわたり土地改良区が行なう事業や運営にご尽力されたご功績が認められ、次の方々が土地改良功労者として表彰されました。

（高岡土地改良協議会会長賞）

山下 金次郎 氏

（氷見市土地改良区堀田工区）

的場 忠之 氏

（元氷見市土地改良区理事）

小畑 清氏

（西条畠地かんがい土地改良区理事）

当土地改良区と十二町潟排水機場を視察されました。

平成十七年八月一日

★一例 小学校と上余川小

学校から二十四名の生徒たち

平成十七年八月二日

三日

★県政バスで県東部の方々

から約八十名

平成十七年十一月三十日

二十五名の役員の方々

水土地改良区連合から

平成十七年十二月一日

★富山市常西用水土地

改良区から二十名の役職員の方々



一例・上余川小学校の皆さん 木曾川右岸用水土地改良区連合からの視察

編集後記

昨年三月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、その重要施策の一つとして、平成十九年度から品目横断的経営安定対策の導入が明記されました。施策の施行を控えて昨年は、国や県主催の説明会が何回か開催され、私も出席の機会を得ることができました。

この対策は、戦後農政の大きな転換を図るべき多くの施策が盛り込まれております。しかし全国を一律に括ることの難しさから、いろいろと疑問な点も多く、これからも説明会等の場で疑問点が解明されいくものと期待しております。

これらの対策の根底にあるのは、一向に改善されない「食料自給率」です。「食料自給率」は国民が一年間に消費する食料のうち、どのくらいを国内の生産で賄えるか、その割合を表しますが、一般的にはカロリーベースで計算されます。

日本は、現在自給率四〇%でOECDに加盟する先進国三〇カ国中二十六位という低い位置にあります。この三十年余りで二〇数%低下しました。その低下の最大要因は、食生活の変化があげられます。國內で自給できるコメの消費は大きく落ち込み代わりに、自給率が低く輸入に依存する畜産物、油脂類が大きく増えたことが要因です。コメは、ここ四十年余りで、国民一人あたりの消費率が約半分程度まで落ち込んでしまいました。これは正に米作を中心とした日本農業の危機です。

十七年産米は、生産者の努力もあって、二年ぶりの豊作、しかも品質は前年より大幅に改善されました。本来なら生産者は、喜ぶべきところでしょうが、豊作による過剰米対策の発動やコメの質が良くなつたのにともかかわらず、米価の下落が続いて、手放しでは喜べない状況になつております。このような歪な実情を打破する決め手は、国民一人一人が、もつとおコメを食べてもらうことではないかと思つております。平成十九年をもつと消費していくだくことが必要です。

農業者自らが、セールスマントなつておコメを含めた「地消地産」を声高らかにアピールすることが必要でないかと考えながら会議に出席させていただきまし